

旅客営業規則の一部改定について

【改定施行日 2026年6月1日】

改定箇所（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記 一重線：削除）

旅客営業規則

（用語の意義）

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

（1）～（6） 記載省略

（7）「特別車両」とは、特別急行列車のうち特別な設備をした車両であって第12条の2の規定による表示をしたものをいう。

（8）「有料座席指定車両（一般）」とは、有料座席指定サービスに使用する車両をいう。

~~（8）~~（9）「キロ」又は「キロ程」とは、営業キロ程（旅客営業規則別表（以下「別表」という。）第3号）をいう。

~~（9）~~（10）「乗車券類」とは、乗車券、特別急行券、特別車両券、及び個室券及び有料座席指定サービス券をいう。

~~（10）~~（11）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。但し、自動改札機のない巡回対応駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

~~（11）~~（12）「乗車券類印刷発行機」とは、普通乗車券自動発売機、定期券自動発売機、特急券等自動発売機MT型、特急券自動発売機、乗車券類発行機N型、普通乗車券発行機、乗車券製造機及び携帯型乗車券発行機等をいう。

~~（12）~~（13）「危険品」とは、別表第1号に掲げる物品をいう。

（運行不能の場合の取扱方）

第8条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。但し、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

（1）不通区間については、任意に旅行する。

（2）不通区間に対する旅客運賃の払戻しの請求をしない。

2 前項但し書きの規定は、特別急行券及び有料座席指定サービス券についてこれを準用する。但し、不通区間通過となる場合で、その前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。

3 列車の運行が不能となった場合であっても、社において他社線の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(乗車券類の購入及び所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。但し、乗車券類印刷発行機のない巡回対応駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車した後、直ちに相当の乗車券を購入しなければならない。この場合、列車内で乗務員等が発売することができないときは、この限りではない。

2 前項の規定によるほか、旅客が特別急行列車に乗車する場合、又は特別急行列車の特別車両に乗車する場合、**有料座席指定列車（一般）に乗車する場合**は、次の各号の定めるところによりその乗車に有効な乗車券類を購入しこれを所持しなければならない。

(1) 特別急行列車に乗車するとき

特別急行券

(2) 特別急行列車の特別車両に乗車するとき

イ 特別急行列車の特別車両（A）に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券（A）

ロ 特別急行列車の特別車両（B）に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券（B）

ハ 特別急行列車の特別車両（C）に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券（C）

ニ 特別急行列車の特別車両（D）に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券（D）

(3) 特別急行列車の特別車両（A）の個室に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券（A）および個室券

(4) **有料座席指定列車（一般）に乗車するとき**

**有料座席指定サービス券**

(乗車券類の種類)

第16条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) ～ (9) **記載省略**

(10) **有料座席指定サービス券**

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第17条 乗車券類は、駅において、係員又は乗車券類自動発売機により発売する。但し、普通乗車券以外の乗車券類は、社の指定した駅**又は方法**において発売する。

2 旅客が、乗車券類を所持しないで巡回対応駅から乗車した場合、又は係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、列車内において乗務員等が発売する。但し、列車内で乗務員等が発売することができない場合は、この限りではない。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、社が臨時に設置した乗車券類臨時発売所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第18条 普通乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。但し、他駅から有効となる特別急行券又は有料座席指定サービス券と同時に使用する普通乗車券にあつては、発売駅以外の駅から有効なものを発売することがある。

2 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、特別急行券、特別急行券・特別車両券、又は個室券又は有料座席指定サービス券は発売駅以外の駅から有効なものを発売することがある。

3 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。但し、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

第19条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。但し、次の各号に掲げる乗車券類は、それぞれの定めるところによって発売する。

(1) 普通乗車券

特別急行券又は有料座席指定サービス券と同時に使用する場合は、第4号に規定する日から発売する。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の14日前（2週間前の同曜日）から発売する。

(3) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受後であつて、有効期間の開始日の21日前（3週間前の同曜日）

から発売する。但し、特別急行券と同時に使用する場合は、第1号の規定を準用する。

(4) 特別急行券、特別車両券、及び個室券

特別急行券、特別車両券、及び個室券は乗車日の1か月前（前月の同日）の10時30分から発売する。

(5) 有料座席指定サービス券

乗車当日の5時30分から発売する。

2 特別急行券、特別車両券、及び個室券及び有料座席指定サービス券の発売日は、前項の規定にかかわらず別に定めることがある。

3 別に定める乗車券類の発売箇所においては、前各項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券類の発売時間)

第20条 駅における乗車券類の発売時間は、別に定める駅を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の乗車に必要な時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、特別急行券、特別車両券、及び個室券及び有料座席指定サービス券については、その発売時間を別に定めることがある。

## 第11節 有料座席指定サービス券の発売

(有料座席指定サービス券の発売)

第53条の4 有料座席指定列車（一般）に乗車する旅客には、乗車日・列車・座席及び乗車区間を指定して、有料座席指定サービス券発売サービスにより有料座席指定サービス券を発売する。

(有料座席指定サービス券の乗継ぎ発売)

第53条の5 有料座席指定列車（一般）は有料座席指定列車（一般）又は特別急行列車の乗継ぎ発売は行わない。

(旅客運賃・料金の種類)

第54条 旅客運賃・料金（第11節に規定するその他の料金を除く。）の種類

は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1)～(4) 記載省略

(5) 有料座席指定サービス料金

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第59条 旅客運賃、特別急行料金、及び特別車両料金及び有料座席指定サービス料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人 12才以上の者

小児 6才以上12才未満の者

幼児 1才以上6才未満の者

乳児 1才未満の者

2～3 記載省略

## 第11節 有料座席指定サービス料金

(有料座席指定サービス料金)

第88条の4 第53条の4の規定により発売する有料座席指定サービス券の有料座席指定サービス料金は、次のとおりとする。

	有料座席指定サービス料金
所定額	1回の乗車につき 大人・小児ともに400円
発売額	1回の乗車につき 大人・小児ともに 200円～400円

※発売額は、有料座席指定サービス発売サービス上で告知する。

## 第112節 その他の料金

(乗車券類の使用条件)

第91条 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が、1回限り、その券面表示事項に従って使用することができる。但し、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 特別急行券は、前項の規定によるほか、その区間に有効な乗車券と同時に使用する場合に限り、これを使用することができる。

3 削除

4 特別車両券は、特別急行券と同時に使用する場合に限り、第2項に準じて使用することができる。

5 個室券は、特別急行券及び特別車両券(A)と同時に使用する場合に限り、第2項に準じて使用することができる。

6 有料座席指定サービス券は、第1項の規定によるほか、その区間に有効な乗車券と同時に使用する場合に限り、これを使用することができる。

~~7~~ 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。

~~7~~ 8 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出場する場合には、使用することができない。

## 第7節 有料座席指定サービス券の効力

(有料座席指定サービス券の効力)

第112条の4 有料座席指定サービス券を所持する旅客は、その券面に指定された有料座席指定車両(一般)に限り乗車することができる。

(有料座席指定サービス券が無効となる場合)

第112条の5 有料座席指定サービス券は、次の各号の1に該当する場合は無効とする。

(1) 乗車列車を指定した有料座席指定サービス券を指定以外の有料座席指定列車(一般)に使用したとき

(2) 券面に表示された事項を改変して使用したとき

(3) 偽造の有料座席指定サービス券を使用したとき

(4) 券面の表示事項が不明となった有料座席指定サービス券を使用したとき

(5) その他有料座席指定サービス券を不正乗車的手段に使用したとき

## 第3節 特別急行券、特別車両券、個室券、有料座席指定サービス券の改札及び引渡し

(特別急行券、特別車両券、個室券、有料座席指定サービス券の改札及び引渡し)

第145条 特別急行券、特別車両券、個室券、有料座席指定サービス券を使用する旅客は、係員又は乗務員の請求があるときは、いつでもその所持する特別急行券、特別車両券、個室券、有料座席指定サービス券の改札を受けなければならない。~~特別急行列車に乗車する際に、その使用する特別急行券、特別車両券、個室券を係員に呈示して改札を受け、又、下車した際等に使用済みの特別急行券、特別車両券、個室券を係員に引き渡すものとする。~~

(乗車変更)

第149条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、次の各号の変更（これらの変更を「乗車変更」という。）の取扱いを受けることができる。なお、有料座席指定サービス券は乗車変更の取扱いをしない。

(1) 区間変更

- イ 乗越（着駅を原乗車券の着駅を越えた駅への変更）
- ロ 方向変更（着駅を原乗車券の着駅と異なる方向の駅への変更）
- ハ 経路変更（経路を原乗車券の経路と異なる経路への変更）

(2) 特別急行券変更（乗車前の特別急行券等の変更）

(3) 団体乗車券変更（団体乗車券での区間変更及び乗車列車の変更）

### 第3款 特別急行券変更等

(有料座席指定サービス券の無札及び不正使用旅客に対する有料座席指定サービス料金及び増料金の収受)

第165条の2 第162条及び第164条の規定は、有料座席指定サービス券に準用する。

(有料座席指定サービス料金の払戻し)

第172条の4 旅客は、有料座席指定サービス券が不要となった場合、その指定を受けた列車が乗車駅を出発する時刻までに、有料座席指定サービスにおいて所定の払戻し処理をしたときは、既に支払った料金から1券片につき手数料100円を控除した残額の払戻しを請求することができる。

(無賃送還の取扱い)

第182条 第179条第1項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車（特別急行列車及び有料座席指定列車（一般）を除く。）による。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。但し、やむを得ない事由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行なうことができないときは、他の経路による。
- (4) 旅客が、第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2～3 記載省略

(有料座席指定サービス料金の払戻し等)

第187条の2 有料座席指定サービス券を所持する旅客が、次の各号の1に該当する場合は、その有料座席指定サービス料金全額の払戻しを請求することができる。

- (1) 運輸上の支障その他社の責に帰する事由によって、指定された有料座席指定列車（一般）にその全部又は一部を乗車することができなくなったとき。

- (2) 有料座席指定列車（一般）が運行不能又は遅延したため、第182条の規定により発駅まで無賃送還の取扱いを受けたとき
- (3) 有料座席指定列車（一般）がその出発時刻に1時間以上遅延したため、当該列車の利用を取りやめたとき、又は到着時刻に1時間以上遅延したとき
- (4) 有料座席指定サービスを中止して運行したとき

（誤乗区間の無賃送還）

第189条 旅客（定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車（特別急行列車及び有料座席指定列車（一般）を除く。）によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

以 上